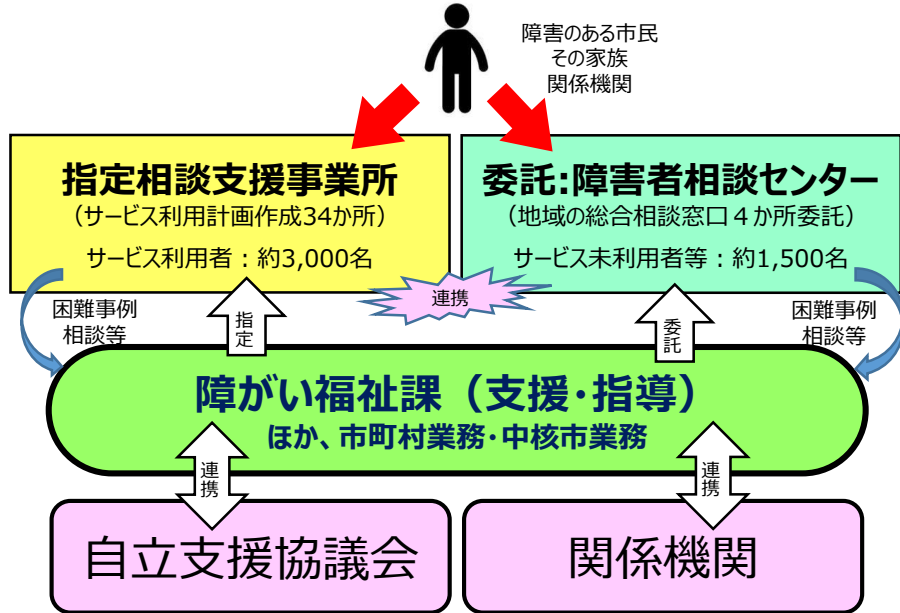


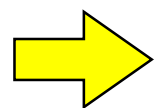
# (重点施策) 2-1 新たな相談支援体制の構築

## ○本市の相談支援体制の現状



指定・・・サービス利用者の計画作成業務  
 委託・・・サービス未利用者等の総合相談窓口

- 障がい福祉課は上記機関の支援・指導を担うが、業務量の増加や人員体制が不十分であることから働きかけが十分とは言えない。
- 市障害者計画 (H27-29年度)  
 : 基幹相談支援センター「平成30年をめどに、運営するための体制・基盤整備を行う」との方針。

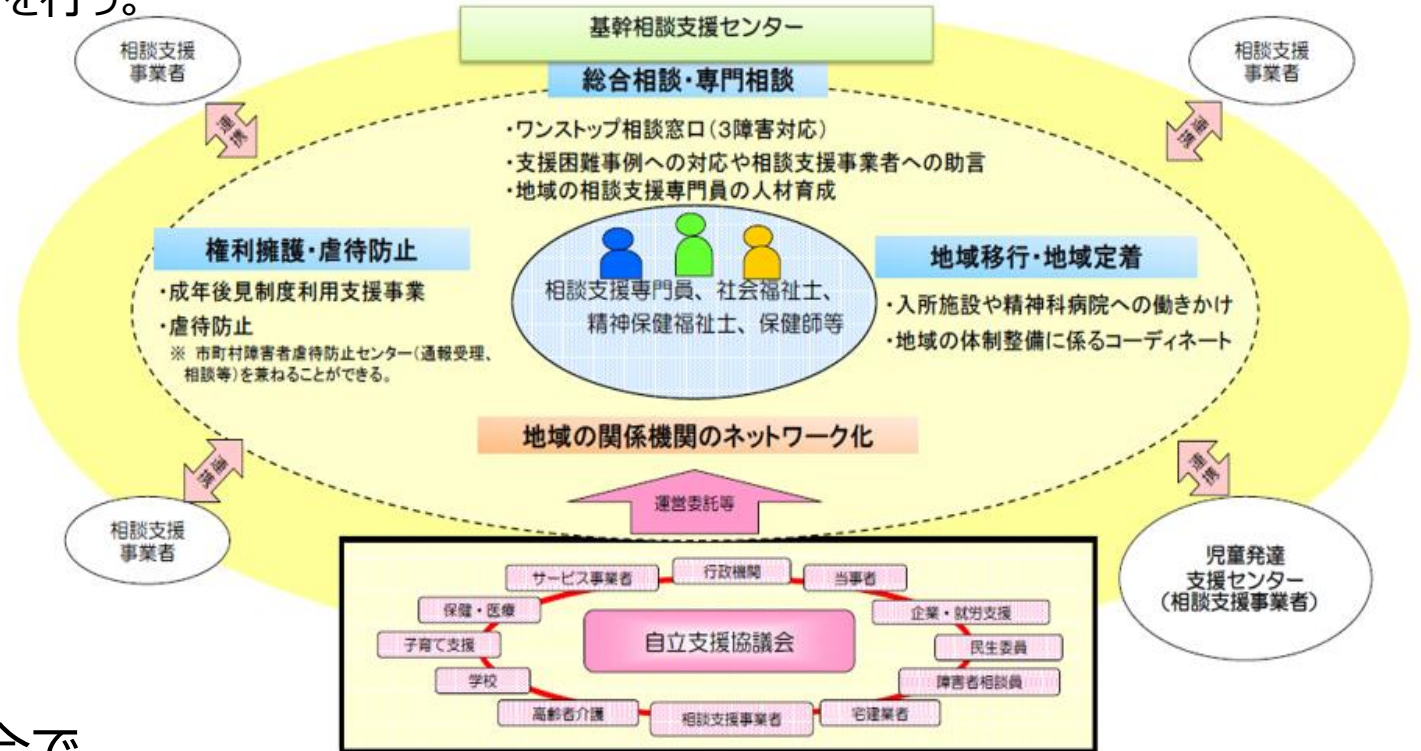


高知市自立支援協議会で  
 設置に向けた検討開始

障害者総合支援法  
 第77条の2

## ○基幹相談支援センターイメージ図 (国資料)

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



# (重点施策) 2-1 新たな相談支援体制の構築

## ○基幹相談支援センターの設置

### 【協議】

・高知市自立支援協議会で設置検討

平成28年度、相談支援体制の評価・課題と基幹相談支援センターの設置について協議

(協議5回、勉強会1回、委員及び相談支援事業所アンケート等)

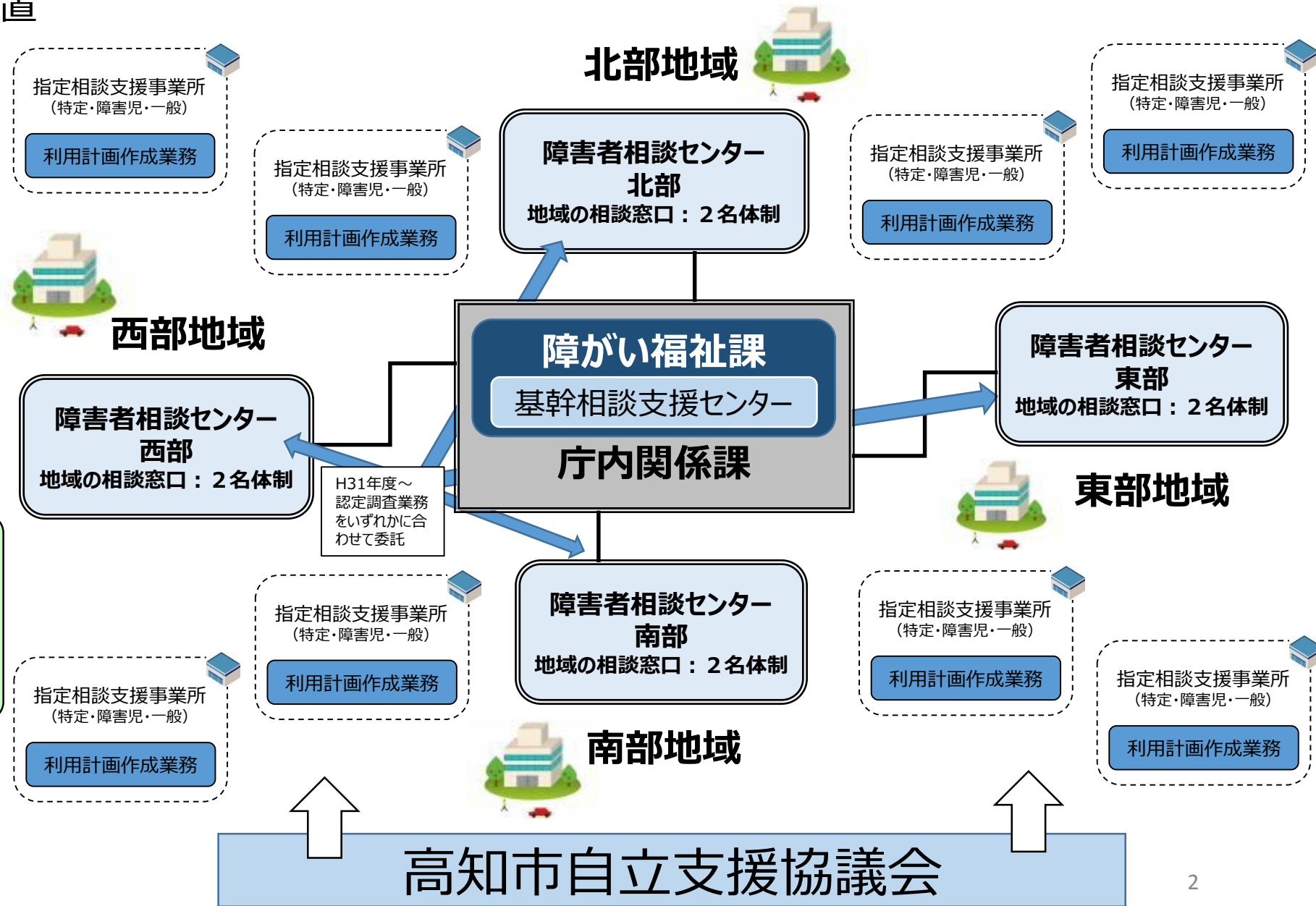
### 【設置方針】

**基幹相談支援センター**

平成31年4月開設予定  
(障がい福祉課直営)

- ・【重点①】地域の相談支援体制の強化  
(人材育成・困難ケース支援)
- ・【重点②】地域ネットワークの構築
- ・【重点③】自立支援協議会・各検討会の事務局
- ・権利擁護/虐待防止センター
- ・地域移行・地域定着
- ・その他

開設から3か年重点項目を設け、基幹相談支援センター実行計画を策定。  
実績等を自立支援協議会へ報告し、円滑な運営のための評価・提言を受ける。



高知市自立支援協議会